

# 避難所・避難場所における ペットの受け入れガイドライン



小田原市環境部環境保護課

平成 29 年 3 月 作成

令和 2 年 6 月 改訂



## 1 はじめに

大規模災害発生時には、多くの市民等が避難生活を余儀なくされることが予想されます。このような状況下においては、ペットを同行しての避難も想定されることから、それぞれの広域避難所（以下「避難所」という。）が、飼養場所や飼養管理ルールなど、避難所でのペットの受け入れについて、あらかじめ準備しておくことが大切です。

ペットの受け入れは、災害の種類、被災状況、時間経過等によりその条件が変わります。また、避難所ごとの避難者の状態などによっても、受け入れの状況が異なることが想定されます。

そのようなことから、避難者やペットのストレスができるだけ少なくなるような避難所生活に繋がることを目指して、本ガイドラインを作成しました。



## 2 避難所生活におけるペットの存在とは

避難所生活では、普段の生活環境と異なり、避難者にとっては様々なストレスを感じるようになります。そのような中で、ペットが癒しの存在となるか、不満の対象となってしまうかは、ペットの飼い主の対応や、それぞれの避難所の管理運営方法が大きく影響を与えることになります。

### (1) ペットの存在のプラス面

- 災害ストレスの緩和
- 避難者コミュニケーションの一助
- 動物の世話を通しての生活リズムの確保

### (2) ペットの存在のマイナスの一面

- 動物の鳴き声、フン尿の臭い
- 飼い主と他の避難者との関係悪化
- 毛の飛散などによるアレルギーの問題



### 3 平常時に検討しておくこと

#### (1) ペット連れ避難者用の受付場所及びペットの収容場所の設定

動物アレルギー等の問題に配慮し、人の居室とペットの収容場所は分けて設定します。

ただし、ペットではない「補助犬」を伴った避難者の円滑な受け入れのため、動物アレルギーや動物が苦手な人への配慮も考慮した、飼い主と補助犬と一緒に過ごせるスペースについても設定しておく必要があります。

#### 【収容場所の設定ポイント】

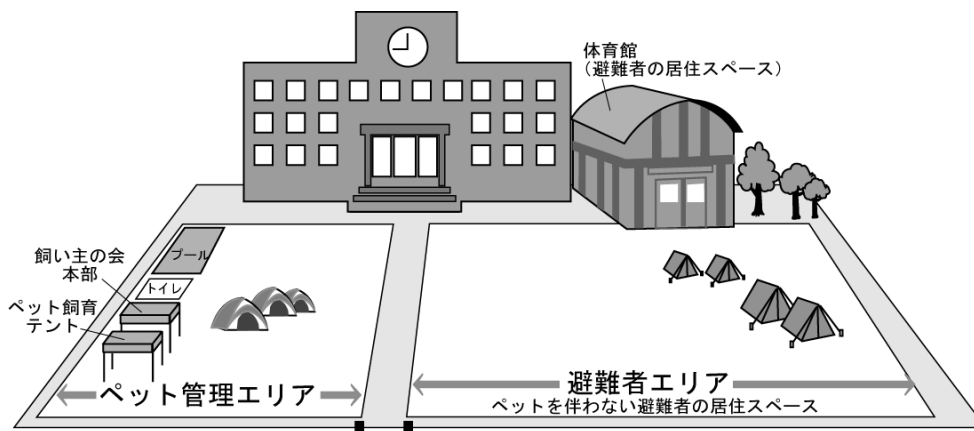
- ① 避難者が生活する場所とペットの収容場所を分ける。
- ② ペットを飼育していない人との動線が交わらないような場所にする。
- ③ 避難所での活動（車両の出入りや炊き出し等）の妨げにならない場所にする。
- ④ ペットの鳴き声や臭いなどの影響が少ない場所にする。
- ⑤ 掃除のしやすい場所にする。
- ⑥ 風水害避難の短期的避難の場合、建物内に収容場所を設置し、建物浸水の心配がある場合は2階以上の場所とする。
- ⑦ 地震災害避難などの長期的避難の場合、ペットの収容場所は原則屋外とするが、この場合、日照・風雨が避けられるよう木陰やテントが設置できる場所にする。



(例) ピロティや駐輪場などの屋根のある場所、庇のある場所、テントを利用するなど

など

※上記の全てを満たす必要はありませんが、このような条件の場所を設定できると、トラブル発生の軽減に役立ちます。



長期的避難の場合のイメージ図（検討する際の参考としてください）

## (2) ペット管理の基本的なルールの決定

避難所では人命が優先となります。あらかじめ、ペット管理の基本的なルールを設定しておくこと、ペットにまつわるトラブルを軽減することにつながります。

基本的なルールの例を示します。各避難所の状況に合わせ、必要に応じてルール設定をしてください。

### ① 風水害避難など短期的避難（屋内避難）の場合

- ペットは必ずケージ等に入れておくこと。
- ケージ等はブルーシートを敷設し、その上に置く。
- ペットの健康面から、やむを得ずケージ等から出す場合は、短時間に留めるとともに、ブルーシートの範囲内とする。なお、その際は必ずリード等を装着すること。
- ペットをケージ等から出す場合は、1度に多くのペットをケージから出さないよう、飼い主同士で調整を行うこと。
- ペットが収容場所を汚した場合は、飼い主が責任を持って清掃するとともに、退所時には、ペットに関連するゴミを必ず飼い主が持ち帰って始末をすること。



### ② 地震災害避難など長期的避難の場合

- 「飼い主の会」において、飼い主同士が協力し、役割分担等をして、ペットを飼養すること。  
※「飼い主の会」の組織・活動内容例は10ページを参照
- ペットの飼養場所は、原則屋外とすること（風雨がしのげ、気温に配慮できる環境であること。）
- ペットはケージ等に入れ、ケージに収容できないペットはリードにつないで鉄棒などを利用して係留する。
- ペットの飼養場所に部外者が入れないよう配慮すること。  
※ 咬傷事故やペットへのいたづらを防ぐことにつながります。
- ペットへの給餌は、時間を決めて行い、食べ残し等はすぐに片づけること。
- トイレ、ブラッシング、運動や散歩などは決められた場所で行い、後始末を必ず行うこと。  
※ 運動（散歩）の際は、必ずリードを装着すること（その際はリードを短く持つように配慮すること。また放し飼いは厳禁）。
- 感染症や寄生虫症（ノミ・ダニ等）に罹っている動物や、発情している動物を分けること（※



感染症の蔓延や繁殖等を防ぐため)。

- ケージに入っていることができない等、しつけができていない動物を分けること（※鳴き続けたり暴れたりすることで他の動物や避難者に及ぶ迷惑の回避に繋がる）。

### (3) 飼い主への啓発

避難所におけるペットの飼育管理は、飼い主の責任で行うことが原則です。そのため健康面やしつけを含めた、ペットの平常時からの適正な飼育が最も重要です。

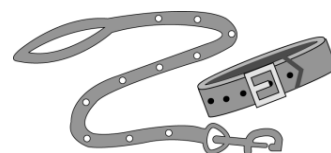
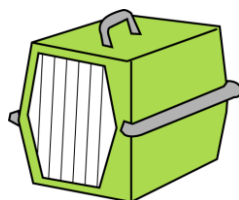
避難所でペットを収容するためのケージやリードは飼い主自身が用意をします。いざという時にスムーズにケージに入れるよう、日頃から慣らしておくことも大切です。

#### ① 日頃からの備蓄

ペットフードなどの救援物資は、発災後しばらく経過しないと届きません。事前に準備をするようにしましょう。

##### <常備品一例>

- ペットフード5日分  
(できれば7日分)
- 療法食
- 飲料水5日分(できれば7日分)
- 食器
- ケージ、キャリーバッグ、リード
- 常用薬
- 愛犬手帳、狂犬病予防注射済票(犬の場合)
- 飼い主とペットの写真
- ペットシート等トイレ用品
- 消臭スプレー



#### ② 身元表示

災害時にペットと離ればなれになってしまったときのために、名札、迷子札などで身元表示をするとともに、半永久的に識別可能で確実な身元証明としてマイクロチップを入れておくとい良いでしょう。



#### ③ 健康管理

災害の発生時に避難所などに避難するような場合には、動物由来感染症等が他の避難者やペットに感染しないようにする必要があります。各種ワクチンの接種やノミなどの外部寄生虫および回虫などの内部寄生虫の駆除を普段からしておきましょう。不妊去勢手術をしておくことも大切です。

#### ④ 避難所以外の避難先やペットの預け先の確保

可能であれば避難所以外の避難先やペットの預け先を確保しておきましょう。また、自分が避難する予定の避難所がペットの受け入れ可としているのか確認しておく必要があります。

#### (4) 動物救護班の人選

避難所開設後、一時的に避難所でのペットと飼い主の受け入れを行います。

避難が長期間になる場合は、「飼い主の会」の立ち上げを行い、受け入れ等の業務を「飼い主の会」に引き継ぎます。

## 4 ペットの受け入れの流れ

(1) ペットの収容場所の設営（ブルーシートの敷設、誘導看板の設置等）



(2) ペット連れ避難者用の受付の準備  
（一般の避難者と動線が交わりにくい場所に設置する。）



(3) ペット連れ避難者に避難所での受け入れ条件の確認  
飼い主に、避難所でのペットの受け入れ条件やルールを説明し、受け入れを行う。



### 受入条件を満たす場合

(4) 飼い主に、「ペット個別記入票（様式1）」及び「同意書（様式2）」を記入してもらおう。



(5) 収容場所でペットを受け入れる。  
飼い主等は、人の居室エリアへ移動する。



(6) **（長期的避難の場合）**

「ペット飼育者一覧表（様式3）」を作成し、受け入れ動物の異動（保護、移送、引き取り等）について、環境保護課に、1日1回まとめて報告をする。



### 受入条件を満たさない場合

(4) 飼い主等に、代替施設を案内する。



## 5 災害時のペットの受け入れ

災害時は人命が最優先となります。そのような中、限られた空間である避難所には、様々な状況の人々が避難してくることが予想されます。動物アレルギーを持つ避難者がいる場合、避難所のペットの存在が、健康を害することにつながることも考えられることなどから、避難所において安全にペットを受け入れることができるよう、以下の項目をペットの受け入れ条件として設定します。

ただし、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬：以下「補助犬」という）はペットではないため、補助犬を伴った避難を拒んではいけません（身体障害者補助犬法）。飼い主と補助犬と一緒に過ごせるスペースを設定することで、スムーズな受け入れが行えます。動物アレルギー等の問題に配慮し、人の居室と分ける必要があります（可能であればペットの収容場所とは別にすること）



### （1）避難所におけるペットの受入条件

- ① 受け入れるペットの種類は、基本的には、犬・猫・小動物（ウサギや鳥など）とする。
- ② ペットはケージ又は飼育ケースに収容する。ただし、受入場所が屋外の場合は、係留も認める。
- ③ 避難所では、飼い主とペットは別々の部屋（場所）で過ごす。
- ④ （犬の場合）2年以内に狂犬病予防注射の接種をしている。
  - ※ 当該年度または前年度の狂犬病予防注射済票で確認する。
  - ※ 病気等の理由で、予防接種ができないことを獣医師が証明した書類を持参した場合は受け入れる。また、所有者不明犬が持ち込まれた場合、接種状況が不明であるが、可能な限り受け入れる。
- ⑤ 飼育上、特段の配慮（例：温度管理が必要など）を要しないペットである。
- ⑥ ペットの飼養はフン尿などの始末を含め、飼い主（迷い動物を持ち込んだ人も含む。以下「飼い主」という。）が行う。長期避難になった場合は、避難所ごとで組織する「飼い主の会」に必ず入会し、飼い主が全体で協力して避難動物の飼養を行うこと。）
- ⑦ ケージやエサ等、ペットに関わる必要物品は飼い主が用意する。
- ⑧ 飼い主は、ペットが感染症等に罹患する可能性があることを承知しておく。
- ⑨ 飼い主は、避難所のルール及び運営者の指示に従う。
- ⑩ 飼い主はペットの受け入れの際に、上記①から⑨までの項目に同意する旨の同意書を、避難所の運営者に提出する。



※（長期避難の場合）所有者不明動物（迷い動物）を保護し、避難所に持ち込む人がいることが考えられるため、その場合は、避難所で一時的に受け入れ、神奈川県動物救護本部に引き渡すまでは、持ち込んだ人が動物の世話をする（飼い主の会にも入会する）こと。また、飼い主が所有権放棄を申し出た動物についても、神奈川県動物救護本部に引き渡すまでは、同様に飼い主が動物の世話をすること。

## （２）風水害避難場所におけるペットの受入条件

- ① 受け入れるペットの種類は、基本的には、犬・猫・小動物（ウサギや鳥など）とする。
- ② ペットはケージ又は飼育ケースに収容する。
- ③ 避難場所では、飼い主とペットは別々の部屋で過ごす。
- ④ （犬の場合）２年以内に狂犬病予防注射の接種をしている。  
※ 当該年度または前年度の狂犬病予防注射済票で確認する。  
※ 病気等の理由で、予防接種ができないことを獣医師が証明した書類を持参した場合は受け入れる。
- ⑤ 飼育上、特段の配慮（例：温度管理が必要など）を要しないペットである。
- ⑥ ペットの飼養はフン尿などの始末を含め、飼い主が行う。
- ⑦ ケージやエサ等、ペットに関わる必要物品は飼い主が用意する。
- ⑧ 飼い主は、ペットが感染症等に罹患する可能性があることを承知しておく。
- ⑨ 飼い主は避難場所のルール及び運営者の指示に従う。
- ⑩ 飼い主はペットの受け入れの際に、上記①から⑨までの項目に同意する旨の同意書を避難場所の運営者に提出する。



## （３）受け入れ

避難者の受付と同様に、ペットについても受付を行います。この時、トラブル防止のため、可能であれば、ペット同行避難者専用の受付を用意するようにしましょう。

受付では、飼い主に「ペット個別記入票（様式 1）」及び「同意書（様式 2）」を記入してもらい、ペットの情報を把握できるようにしましょう（様式 1 と様式 2 を両面で印刷して使用する）。

## （４）ペットの収容

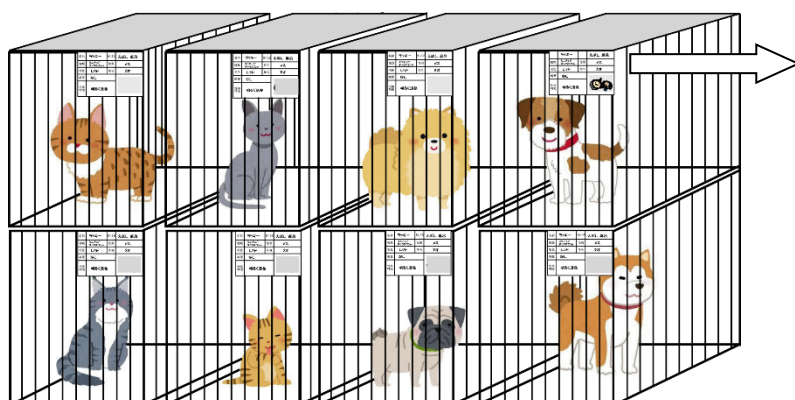
設定したペット飼養場所にペットを収容します。

避難が長期化した場合には、トラブル発生時の迅速な対応のために「ペット個別記入票（様式 1）」

をもとに、「ペット飼育者一覧表（様式3）」を作成します。また、個体識別できる「個体識別票（様式4）」を飼い主に書いてもらいケージに掲示するよう声をかけましょう。

### ① 設営

- 設営場所には、誰にでも分かるように張り紙や区画線等で明示する。
- 設営場所が屋内の場合、床を汚さないようブルーシート等を敷いて、掃除のしやすい環境を整える。
- 噛みつき事故防止のため、関係者以外立ち入り禁止の表示をする。



名前	ラッキー	飼い主名	えぼし 麻呂
種類	ミックス	性別	メス
毛色	レッド	年齢	3才
病歴	なし		
性格特徴	明るく活発		

### ② 維持

- 可能であれば、ストレス防止のため、ケージの周囲を段ボールやタオル等で覆い、仕切りよけの整備をする。または、適切な距離を取り目隠しを行う。
- 可能であれば、動物の種類、大きさや性別ごとに分ける（※ペット同士のストレス軽減に繋がる）。

## (5) 情報の掲示（避難が長期間になった場合）

避難所でのペットの飼育状況について、ペットの飼い主だけでなく、避難者全員に情報提供を行いましょ。ペットの飼育場所や飼育管理の方法について周知しておくほか、トラブル防止のため、動物に安易に近づいたり触れたりすることのないよう、避難所内において掲示板の張り紙などで啓発するとよいでしょう。

また、ペットの失踪や飼い主不明のペットの保護情報などについても、情報をまとめ、避難所本部への連絡のほか、掲示板等に掲示をして、情報提供しましょ。なお、ペットの失踪や飼い主不明のペットの保護情報は、神奈川県動物救護本部に連絡をしましょ。

## 6 「飼い主の会」について（長期避難時）

### （1）飼い主の会の組織・活動内容（例）

避難が長期間になる場合は、ペットの飼い主が協力してペットの飼養管理を行えるように、避難所の飼い主で「飼い主の会」を発足させます。飼養ルールや救護活動等についての確認や決定、周知等を行います。

#### ① 飼い主の会の組織

会長 … 会全体の統括及び広域避難所運営委員会との調整窓口 など

副会長 … 会長の補佐

管理班 … 動物救護被災地域支部との連絡、情報収集、保護失踪情報の掲示、避難所内のトラブルの解決、ルールの徹底・見直し、ボランティアの受け入れ、環境保護課との情報受伝達 など

衛生班 … 飼養場所や避難動物の設営・管理、獣医師会による避難動物の健康相談等の窓口の開設等、飼養場所全体やその周辺の清掃・消毒、ペット共用トイレの掃除・フン尿の処理、飼養場所の見回り など

給餌班 … エサの調達・管理、食事管理、健康管理等 など

#### ② ペットの飼養の細かいルールやタイムスケジュールの決定及び周知

（例）飼養場所の設営や維持の方法（ブルーシートの敷設、清掃の時間、ペット用のトイレの設定、ゴミ捨て場所の確認など）

ペットの管理や飼育の方法（給餌や運動（散歩）や見回り時間の設定など）

#### ③ ルールに基づいた動物の飼養・管理

避難動物にまつわる苦情等については、飼い主及び苦情内容に関連した班が責任を持って対応する。

#### ④ 衛生管理

衛生班を中心に、清潔に保つようにすること。

- 消毒 → アルコール（銀系抗菌剤含有）、次亜塩素酸ナトリウム
- 掃除 → 掃き掃除、掃除機による掃除、粘着クリーナー、拭き掃除など
- 消臭 → 消臭スプレー（動物臭用）、換気



## (2) 飼育ルールの作成

避難所には多くの方が避難してきます。他の避難者に迷惑を掛けないようにすること、避難所の衛生管理をすることが重要な課題となります。そこで、飼い主の会が中心となって、一部の人の負担にならないよう、効率的な運営ができるように飼育ルールを決定します。また、避難所で決めた飼育ルールを避難所内に掲示し、広く周知します。

以下に飼育ルール作成時の留意点を示します。

### ① 共同生活

- 飼い主は人優先の原則を守り、ペットを飼っていない人に動物の理解をしてもらえよう努力する。
- 飼い主は責任を持ってペットの管理をしなければならない。
- ペットは避難所本部から指定された場所以外での飼育をしない。
- 犬・猫等は定期的に運動させるが、その際には必ずリードをつけ、ペットを放すことは絶対にしない。
- 飼い主はペットによる苦情・危害防止に努める。

### ② 避難所内の衛生管理の徹底

- 飼育場所・施設は、清潔にし、必要に応じて消毒をする。
- ペットの抜け毛の対策を講じる。
- ペットの排泄は決められた場所でさせ、後始末をきちんとする。
- 食べ残しの餌はすぐに片付ける。

### ③ 動物の健康管理の徹底

- ペットの体調に注意し、ストレスを軽くする工夫をする。

## (3) 飼育ルールの周知

決定した飼育ルールは、チラシ等を用意し、ペットの飼い主へ周知徹底を図りましょう。

## (4) ペットの飼育管理（当番）

(3) で決定した飼育ルールを守り、ペットの飼育を行います。避難生活ではペットの飼い主もストレスを多く感じています。自分のペットの世話だけでなく、『当番表』を作成して、ペットの飼い主全員でペットの面倒をみるよう協力しましょう。

## 7 ペットの飼養・管理の注意点（長期的避難時）

### （1）ペットの失踪・保護・死亡の届があった場合

ペットが、失踪、死亡またはペットを保護した場合、「ペットの失踪・保護・死亡情報」（様式5）で受付を行います。また、失踪や飼い主不明のペットの保護情報は、神奈川県動物救護本部にも届出をしてもらうよう案内します。

※発災後は、届出者も連絡手段がない可能性があるため、環境保護課からも神奈川県動物救護本部に連絡する。

### （2）避難所から環境保護課への報告・連絡

避難動物の受入数集計や、移動等（保護、移送、引取り等）について、1日1回環境保護課に報告を行います（曖昧な情報は必ず確認をする）。

※基本的な報告事項

- 受け入れ同行避難動物数の増減
- 飼い主不明動物数の増減
- 動物の所有権放棄数
- 行方不明動物の届数 など

これらのほかに、獣医師会などからの調整事項等があれば環境保護課に報告します。

飼い主の会には、避難動物の受入以外についても、動物に関する相談が寄せられる可能性があります。その場合は、臨機応変に環境保護課等と連携し対応をしていきます。

### （3）ボランティアの要請

ボランティアの受付は、ボランティアセンターが一括して行うため、ボランティアの要請は、必要とする避難所が直接ボランティアセンターに行います。

### （4）避難動物が傷病した場合

避難動物の傷病については、小田原獣医師会の巡回診療等で対応してもらいます。診療や治療等について避難所では対応が困難な場合、受け入れ可能な獣医師会会員の病院で受け入れを行います。

環境保護課が、獣医師による巡回診療の日程等を各避難所に連絡するので、飼い主の会が診察場所等と併せて飼い主に周知します。

## 8 ペットの受入場所の閉所後の清掃等について

ペットの収容場所は、原則、清掃専門業者が清掃します（避難所の閉所後、順次の清掃となるので、清掃が終了するまで日数がかかる場合もあります）。



## 小田原獣医師会・(公社)神奈川県獣医師会西湘支部会員一覧表

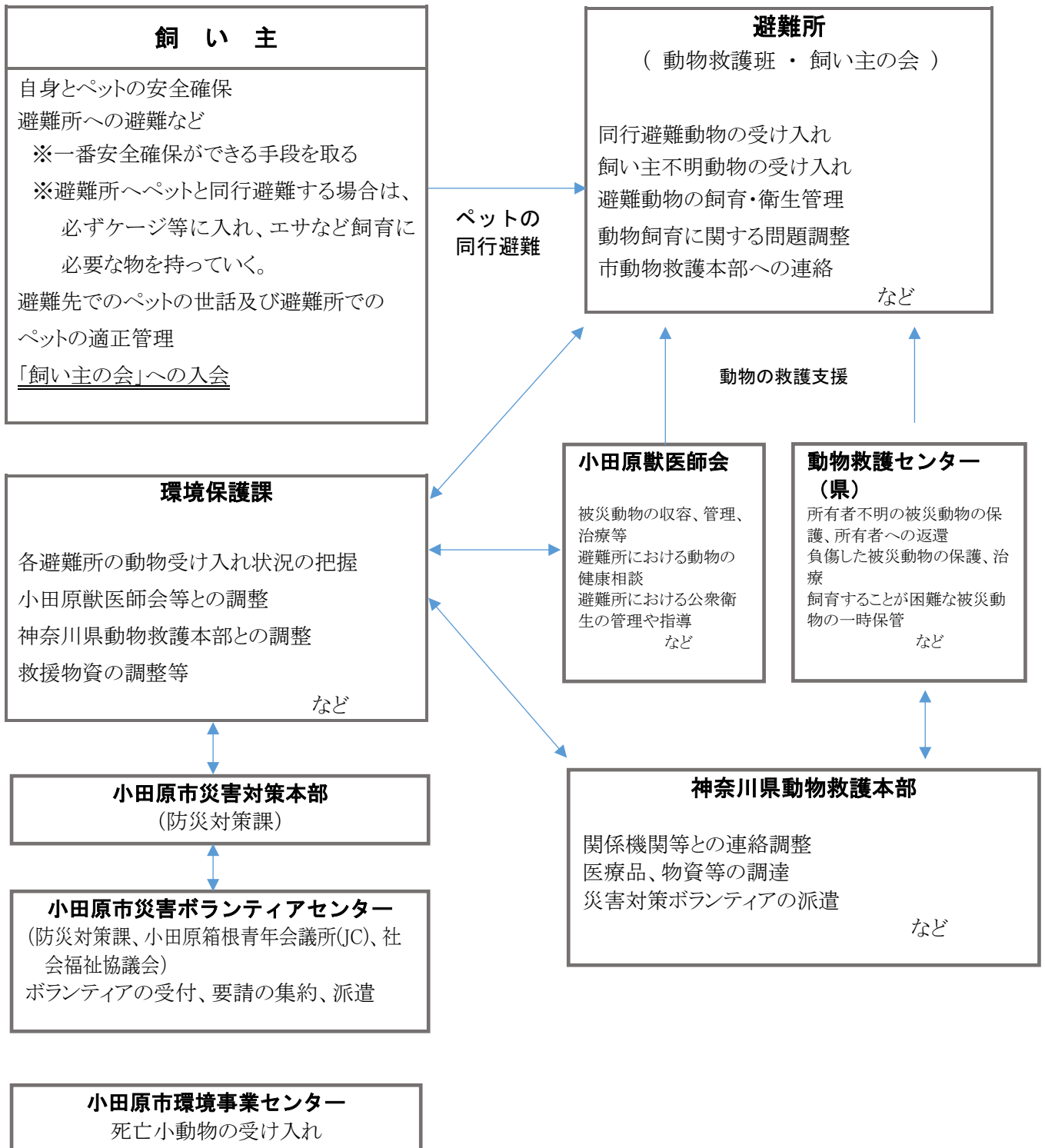
令和3年4月1日現在

病 院 名	住 所	電 話
足立どうぶつ病院	小田原市上新田 14	47-2855
アニイ動物病院	小田原市中曽根 231-3	37-1220
伊藤動物病院	小田原市中里 185-7	47-6455
おだわら動物病院	小田原市浜町 1-10-14	24-8555
T a l k 動物病院	小田原市高田 253-1	41-1919
こうづ動物病院	小田原市国府津 2-4-3	44-4141
こころ犬猫病院	小田原市久野 752-2	32-2322
Swing どうぶつ病院	小田原市堀之内 145	42-9578
ぷるーと動物病院	小田原市田島 58-3	46-0881
ほたる動物病院	小田原市蓮正寺 133-5	36-3999
ミュキ動物病院	小田原市本町 1-10-7	21-3351
村山動物病院	小田原市新屋 141-4	37-4170
なかたに動物病院	南足柄市怒田 2825-8	43-9412
わたなべ動物病院	南足柄市和田河原 833-2	72-1028
かいせい動物病院	開成町吉田島 4352-9 サンキ開成駅前ビル 101	55-9302
高橋動物病院	湯河原町吉浜 637-31	63-6610
湯河原動物病院	湯河原町土肥 2-21-14	62-9922

※湯河原動物病院及び Swing 動物病院は神奈川県獣医師会西湘支部のみ会員



# 発災時の活動関係図



## 連絡先一覧表

### \* 神奈川県動物救護本部（神奈川県動物愛護センター内）

〒259-1205 神奈川県平塚市土屋 401

TEL 0 4 6 3 - 5 8 - 3 4 1 1

### \* 神奈川県動物救護センター（神奈川県動物愛護センター内）

〒259-1205 神奈川県平塚市土屋 401

TEL 0 4 6 3 - 5 8 - 3 4 1 1

### \* 小田原保健福祉事務所生活衛生部環境衛生課（神奈川県合同庁舎内）

〒250-0042 神奈川県小田原市荻窪 350-1

TEL 0 4 6 5 - 3 2 - 8 0 0 0

### \* 小田原警察署

〒250-0042 神奈川県小田原市荻窪 350-1

TEL 0 4 6 5 - 3 2 - 0 1 1 0

### \* 小田原市環境部環境保護課

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300

TEL 0 4 6 5 - 3 3 - 1 4 8 1

### \* 小田原市環境事業センター

〒250-0055 神奈川県小田原市久野 3768

TEL 0 4 6 5 - 3 4 - 7 3 6 6（小動物担当）

### \* ボランティアセンター

発災時の状況で、立ち上げ場所が決定します。決定次第、各避難所に連絡先の報告があります。（所管課 地域政策課）

### \* 小田原獣医師会

加入している各動物病院（小田原獣医師会一覧表参照）

ペット個別記入票

様式1

整理番号		受入日		退出日	
氏名		連絡先			
住所					
ペットの種類	犬 猫 その他( )				
種類(犬種、猫種など)		性別	オス メス 避妊・去勢済		
呼び名		鑑札番号		注射済票番号	
体格	大 中 小 (体重 )		毛色		年令
予防注射歴		首輪	有(色 )無		
病歴					
性格 特徴	マイクロチップ番号				

ペット個別記入票

整理番号		受入日		退出日	
氏名		連絡先			
住所					
ペットの種類	犬 猫 その他( )				
種類(犬種、猫種など)		性別	オス メス 避妊・去勢済		
呼び名		鑑札番号		注射済票番号	
体格	大 中 小 (体重 )		毛色		年令
予防注射歴		首輪	有(色 )無		
病歴					
性格 特徴	マイクロチップ番号				

**避難所・避難場所におけるペット受入に関する同意書**

- ① ペットの種類は、犬・猫・小動物（ウサギや鳥など）である。
  - ② ケージ又は飼育ケースに収容している（避難所の場合は屋外係留も可）。
  - ③ 避難所・避難場所では、飼い主とペットは別々の部屋で過ごす。
  - ④ （犬の場合）2年以内に狂犬病予防注射の接種をしている。
  - ⑤ 飼育上、特段の配慮（例：温度管理が必要など）を要しないペットである。
  - ⑥ ペットの飼養はフン尿などの始末を含め、飼い主が行う（長期避難になった場合は、避難所ごとで組織する「飼い主の会」に必ず入会し、飼い主が全体で協力して避難動物の飼養を行う）。
  - ⑦ ケージやエサ等、ペットに関わる必要物品は飼い主が用意する。
  - ⑧ ペットが感染症等に罹患する可能性があることを承知している。
  - ⑨ 飼い主は避難所・避難場所のルール及び運営者の指示に従う。
- 上記①から⑨までの項目に同意いたします。

氏名 \_\_\_\_\_

**避難所・避難場所におけるペット受入に関する同意書**

- ① ペットの種類は、犬・猫・小動物（ウサギや鳥など）である。
  - ② ケージ又は飼育ケースに収容している（避難所の場合は屋外係留も可）。
  - ③ 避難所・避難場所では、飼い主とペットは別々の部屋で過ごす。
  - ④ （犬の場合）2年以内に狂犬病予防注射の接種をしている。
  - ⑤ 飼育上、特段の配慮（例：温度管理が必要など）を要しないペットである。
  - ⑥ ペットの飼養はフン尿などの始末を含め、飼い主が行う（長期避難になった場合は、避難所ごとで組織する「飼い主の会」に必ず入会し、飼い主が全体で協力して避難動物の飼養を行う）。
  - ⑦ ケージやエサ等、ペットに関わる必要物品は飼い主が用意する。
  - ⑧ ペットが感染症等に罹患する可能性がある。
  - ⑨ 飼い主は避難所・避難場所のルール及び運営者の指示に従う。
- 上記①から⑨までの項目に同意いたします。

氏名 \_\_\_\_\_

ペット飼育者一覧表(犬、猫、その他の動物)

様式3

避難所名:

番号	入所日	退所日	飼育者(住所・氏名) 所有者不明(保護場所)	ペットの種類	呼び名	性別	体格	毛色	その他(退所先等)
1						オス メス	大中小		
2						オス メス	大中小		
3						オス メス	大中小		
4						オス メス	大中小		
5						オス メス	大中小		
6						オス メス	大中小		
7						オス メス	大中小		
8						オス メス	大中小		
9						オス メス	大中小		
10						オス メス	大中小		

個体識別票

様式4

番号:

名前		飼い主名	
種類		性別	
毛色		年齢	
病歴			写真
性格特徴	マイクロチップ番号: _____ 鑑札番号: _____ ※犬のみ		

番号:

名前		飼い主名	
種類		性別	
毛色		年齢	
病歴			写真
性格特徴	マイクロチップ番号: _____ 鑑札番号: _____ ※犬のみ		

ペットの失踪・保護・死亡情報

様式5

ペットの失踪・保護・死亡情報 ※該当するものに丸をつけてください

避難所 氏名:

掲示日	令和 年 月 日( ) : AM・PM
発生場所	
発生日時	令和 年 月 日( ) : AM・PM
連絡先	
動物の種類	犬( )・猫・その他の動物( )
犬の番号	鑑札番号 注射済票番号
色	
性別	オス・メス 避妊・去勢済み
首輪	有(色 )・無
特徴	マイクロチップ番号( )

ペットの失踪・保護・死亡情報

ペットの失踪・保護・死亡情報 ※該当するものに丸をつけてください

避難所 氏名:

掲示日	令和 年 月 日( ) : AM・PM
発生場所	
発生日時	令和 年 月 日( ) : AM・PM
連絡先	
動物の種類	犬( )・猫・その他の動物( )
犬の番号	鑑札番号 注射済票番号
色	
性別	オス・メス 避妊・去勢済み
首輪	有(色 )・無
特徴	マイクロチップ番号( )